

141	301,300	332,400					
142	301,700	332,800					
143	302,100	333,100					
144	302,400	333,500					
145	302,500	333,800					
146	302,800	334,200					
147	303,100	334,600					
148	303,500	335,000					
149	303,700	335,300					
150	303,900	335,700					
151	304,200	336,100					
152	304,500	336,500					
153	304,900	336,800					
154	305,100						
155	305,300						
156	305,600						
157	305,900						
158	306,200						
159	306,500						
160	306,800						
161	307,200						
162	307,500						
163	307,800						
164	308,100						
165	308,500						
166	308,800						
167	309,100						
168	309,400						
169	309,800						
再任用職員	234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、
准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第 2 条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行 9 級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第 9 条第 2 項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 9 条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

第 10 条第 1 項各号列記以外の部分中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第 1 号中「としての」を「たる」に改め、「場合」の次に「（行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第 2 号中「としての」を「たる」に、「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、「至つた場合」の次に「及び行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第 3 号及び

第 4 号を削り、同条第 2 項中「に扶養親族」の次に「（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「、扶養親族」を「、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第 1 号」を「同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の次に「、行 9 級以上職員等以外の職員から行 9 級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級以上職員等となつた日」を、「の扶養親族」の次に「（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「これを受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号」を「第 1 号又は第 3 号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で、配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養

親族たる要件を欠くに至った場合

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 9 級以上職員等が行 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行 8 級職員等が行 8 級職員等及び行 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行 9 級以上職員等以外のものが行 9 級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行 8 級職員等及び行 9 級以上職員等以外のものが行 8 級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

第 23 条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 80」を「100 分の 85」に、「100 分の 100）、12 月に支給する場合においては 100 分の 90（特定管理職員にあつては、100 分の 110）」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 37.5」を「100 分の 40」に、「100 分の 47.5）、12 月に支給する場合においては 100 分の 42.5（特定管理職員にあつては、100 分の 52.5）」を「100 分の 50」に改める。

附則第 17 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 0.4」を「100 分の 0.425」に、「100 分の 0.5）、12 月に支給する場合においては 100 分の 0.45（特定管理職員にあつては、100 分の 0.55）」を「100 分の 0.525」に、「、6 月に支給する場合においては 100 分の 80」を「100 分の 85」に、「100 分の 100）、12 月に支給する場合においては 100 分の 90（特定管理職員にあつては、100 分の 110）」を「100 分の 105」に改める。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第 3 条 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第 8 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」を「100 分の 122.5」に改め、「100 分の 157.5」と」の次に「、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」と」を加える。

(富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5」を「100 分の 122.5」に改め、「100 分の 157.5」と」の次に「、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 167.5」と」を加える。

（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第 5 条 次に掲げる条例の規定中「第 22 条第 2 項中「」の次に「、6 月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100 分の 157.5」と、「」を「、12 月に支給する場合においては」に、「100 分の 167.5」を「100 分の 162.5」に改める。

- (1) 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 8 条第 2 項
- (2) 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 6 条第 2 項

（富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例等の一部改正）

第 6 条 次に掲げる条例の規定中「100 分の 165」を「100 分の 175」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和 36 年富山県条例第 5 号）第 1 条第 3 項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 35 年富山県条例第 38 号）第 5 条第 2 項ただし書
- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例（昭和 29 年富山県条例第 18 号）第 2 条第 2 項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和 26 年富山県条例第 31 号）第 1 条第 3 項ただし書
- (5) 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例（昭和 45 年富山県条例第 36 号）第 1 条第 3 項ただし書

第 7 条 次に掲げる条例の規定中「100 分の 150」を「100 分の 155」に、「100 分の 175」を「100 分の 170」に改める。

- (1) 富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例第 1 条第 3 項ただし書
- (2) 富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第 5 条第 2 項ただし書

- (3) 富山県監査委員の給与等に関する条例第 2 条第 2 項ただし書
- (4) 富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例第 1 条第 3 項ただし書
- (5) 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例第 1 条第 3 項ただし書

(富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 8 条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年富山県条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 32 年富山県条例第 34 号）第 9 条第 1 項ただし書に規定する行 9 級以上職員等に相当する職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第 6 条第 2 項第 1 号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 5 条、第 7 条及び第 8 条並びに附則第 3 条及び第 4 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 1 条の規定（富山県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 8 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに別表第 1 から別表第 5 までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第 3 条の規定（富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第 7 条第 1 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定及び第 4 条の規定（富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第 5 条第 1 項及び第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定は平成 28 年 4 月 1 日から、第 1 条の規定（給与条例第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに附則第 17 項の改正規定に限る。）による改

正後の給与条例の規定、第 3 条の規定（任期付職員条例第 8 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第 4 条の規定（任期付研究員条例第 6 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定並びに第 6 条の規定による改正後の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例及び富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例（次条において「改正後の知事等給与条例等」という。）の規定は同年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の給与条例、第 3 条の規定による改正後の任期付職員条例、第 4 条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の知事等給与条例等の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（富山県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年富山県条例第 72 号。以下「平成 26 年改正条例」という。）附則第 5 条の規定に基づいて支給された給料を含む。）、第 3 条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与（平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定に基づいて支給された給料を含む。）、第 4 条の規定による改正前の任期付研究員条例の規定に基づいて支給された給与（平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第 6 条の規定による改正前の富山県知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費支給条例、富山県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、富山県監査委員の給与等に関する条例、富山県教育委員会教育長の給料その他の給与及び旅費支給条例若しくは富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第 1 条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定による給料を含む。）、第 3 条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定による給料を含む。）、第 4 条の規定による改正後の任期付研究員条例の規定による給与（平成 26 年改正条例附則第 5 条の規定による給料を含む。）又は改正後の知事等給与条例等の規定による給与の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第2条改正後給与条例」という。）第9条第1項ただし書及び第10条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第3項	扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円	前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）
第10条第1項	扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等	扶養親族
	その旨	その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた

		場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)
第10条第1項第1号	場合（行9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）	場合
第10条第1項	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）	(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）
第10条第2項	扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族
	なつた日、行9級以上職員等から行9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級以上職員等以外の職員となつた日	なつた日

	同項の規定による届出に係るものがない場合	前項の規定による届出に係るものがない場合
	死亡した日、行 9 級以上職員等以外の職員から行 9 級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級以上職員等となつた日	死亡した日
第10条第3項	次の各号のいずれか	第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号
	においては、その	又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの
	その日が	これらの日が
	第 1 号又は第 3 号	第 1 号
	の改定	の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当

		を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定
第 10 条第 3 項第 2 号	扶養親族（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）	扶養親族

- 2 平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間は、第 2 条改正後給与条例第 9 条第 1 項ただし書及び第10条第 3 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 9 条第 3 項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号」とあるのは「、同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至

つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行 9 級以上職員等以外の職員から行 9 級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間は、第 2 条改正後給与条例第 9 条第 1 項ただし書並びに第10条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 9 条第 3 項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 級以上」と、「行 8 級職員等」とあるのは「行 8 級以上職員等」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」と、同条第 1 項中「扶養親族（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、行 9 級以上職員等から行 9 級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び行 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（行 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行 9 級以上職

員等から行9級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行9級以上職員等以外の職員から行9級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行8級職員等が行8級職員等及び行9級以上職員等」とあるのは「行8級以上職員等が行8級以上職員等」と、同項第6号中「行8級職員等及び行9級以上職員等」とあるのは「行8級以上職員等」と、「が行8級職員等」とあるのは「が行8級以上職員等」とする。

第4条 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条の規定による改正後の富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書の規定は、適用しない。

（人事委員会規則への委任）

第5条 附則第2条及び第3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（人事課）

富山県条例第59号

富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項各号列記以外の部分中「、その者が退職の際勤務していた当該地方

公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項各号列記以外の部分中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 11 条第 15 項中「は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した富山県職員等退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の富山県職員等退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第 11 条第 5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における富山県職員等退職手当支給条例第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続

いた在職期間)」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零））」とする。

- 3 新条例第 11 条第 11 項（第 6 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の富山県職員等退職手当支給条例（以下この項及び附則第 5 項において「旧条例」という。）第 11 条第 11 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前 1 年以内に旧条例第 11 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第 11 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 11 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する富山県職員等退職手当支給条例第 11 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第 11 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第 11 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する富山県職員等退職手当支給条例第 11 条第 11 項第 5 号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（人 事 課）

富山県条例第60号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 334 の 7 の項を同表の 334 の 8 の項とし、同表の 334 の 6 の項を同表の 334 の 7 の項とし、同表の 334 の 5 の項を同表の 334 の 6 の項とし、同表の 334 の 4 の項を同表の 334 の 5 の項とし、同表の 334 の 3 の項中「第60条の 3 第 1 項ただし書」を「第60条の 3 第 2 項ただし書」に改め、同項を同表の 334 の 4 の項とし、同表の 334 の 2 の項の次に次のように加える。

334 の 3 建築基準法第60条の 3 第 1 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率又は建築面積の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区における建築物の容積率又は建築面積の許可申請手数料	160,000円
---	-----------------------------------	----------

別表第 1 の 440 の 2 の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表の 443 の 2 の項中「第97条の 2 第 1 項第 3 号イ」の次に「又は第 101 条の 4 第 2 項」を加え、同表の 445 の項中「23,450円」を「23,100円」に改め、同表の 447 の項中「14,950円」を「14,600円」に改め、同表の 448 の項中「3,300円」を「4,650円」に改め、同表の 451 の項中「又は中型自動車免許に係るもの」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）」に、「4,650円」を「4,100円」に、

		イ 普通自動車免許に係るもの 講習 1 時間につき 2,450円
--	--	--

を

	<p>イ 準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習 1 時間につき 3,400 円</p> <p>ウ 普通自動車免許に係るもの 講習 1 時間につき 2,450 円</p>
--	--

に、

	<p>ア 普通自動車免許に係るもの 講習 1 時間につき 2,050 円</p> <p>イ 大型自動二輪車免許に係るもの 講習 1 時間につき 2,700 円</p> <p>ウ 普通自動二輪車免許に係るもの 講習 1 時間につき 2,550 円</p> <p>エ 原動機付自転車免許に係るもの 講習 1 時間につき 2,400 円</p>
--	---

を

	<p>ア 準中型自動車免許に係るもの 講習 1 時間につき</p>
--	-----------------------------------

		2,150 円
	イ 普通自動車免許 に係るもの 講習 1 時間につき	2,050 円
	ウ 大型自動二輪車 免許に係るもの 講習 1 時間につき	2,700 円
	エ 普通自動二輪車 免許に係るもの 講習 1 時間につき	2,550 円
	オ 原動機付自転車 免許に係るもの 講習 1 時間につき	2,400 円

に、

		ア 小型特殊自動車 免許以外の運転免 許を受けている者 に係るもの 5,600 円（当該講 習が法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又 は第 101 条の 4 第 2 項の規定により 認知機能検査の結 果に基づいて行う ものである場合に あっては、5,200 円）
		イ 小型特殊自動車 免許のみを受けて

いる者に係るもの
2,250 円

を

ア 小型特殊自動車
免許以外の運転免
許を受けている者
に係るもの 次に
掲げる区分に応じ、
それぞれ次に定め
る額

(ア) 法第97条の2
第1項第3号イ
又は第101条の
4第2項の規定
により認知機能
検査の結果に基
づいて行うもの
4,650円(当
該認知機能検査
の結果が認知症
のおそれがある
ことその他の認
知機能が低下し
ているおそれ
あることを示す
ものとして内閣
府令で定める基
準に該当するも
のには、
7,550円)

(イ) 法第101条の
7第4項の規定
により認知機能
検査の結果に基

づいて行うもの

5,650 円

(ウ) (ア)又は(イ)以外
のもの 4,650
円

イ 小型特殊自動車
免許のみを受けて
いる者に係るもの
次に掲げる区分
に応じ、それぞれ
次に定める額

(ア) 法第97条の2

第1項第3号イ
又は第101条の
4第2項の規定
により認知機能
検査の結果に基
づいて行うもの

2,000 円（当
該認知機能検査
の結果が認知症
のおそれがある
ことその他の認
知機能が低下し
ているおそれ
あることを示す
ものとして内閣
府令で定める基
準に該当するも
のあつては、
4,300 円）

(イ) 法第101条の
7第4項の規定
により認知機能
検査の結果に基
づいて行うもの

		2,400 円
		(ウ)又は(イ)以外 のもの 2,000 円

に、「5,600 円の」を「7,550 円の」に改める。

別表第 3 の 14 の項を次のように改める。

14 道路交通法第 108 条 の 2 第 1 項第 10 号の規 定に基づく講習の実施	講習手数料	(1) 準中型自動車免許 講習 1 時間につき 2,150 円	道路交通法第 108 条の 4 第 1 項の規定に 基づき富山県 公安委員会が 指定する者
		(2) 普通自動車免許 講 習 1 時間につき 2,050 円	
		(3) 大型自動二輪車免許 講習 1 時間につき 2,700 円	
		(4) 普通自動二輪車免許 講習 1 時間につき 2,550 円	
		(5) 原動機付自転車免許 講習 1 時間につき 2,400 円	

第 2 条 富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 443 の 2 の項中「又は第 101 条の 4 第 2 項」を「、第 101 条の 4 第 2 項又は第 101 条の 7 第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中別表第 1 の 440 の 2 の項、445 の項、447 の項、448 の項及び 451 の項並びに別表第 3 の 14 の項の改正規定並びに第 2 条並びに次項及び附則第 3 項の規定は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第 258 号）附則第 6 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第 2 条第 2 号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの条例による改正後の富山県手数料条例（以下「新条例」という。）別表第 1 の 451 の項及び別表第 3 の 14 の項の規定の適用については、新条例別表第 1 の 451 の項及び別表第 3 の 14 の項中「2,150 円」とあるのは「2,050 円」とする。
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、新条例別表第 1 の 451 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（財 政 課）

富山県条例第61号

富山県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

富山県旅館業法施行条例（昭和33年富山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条を削り、第11条を第12条とし、第10条の次に次の 1 条を加える。

（客室の定員）

第11条 客室の定員は、次の各号によらなければならない。

- (1) 洋式の構造設備による客室にあつては、床面積 4.5 平方メートルにつき 1 人とする。ただし、簡易宿所営業において階層式寝台を設ける場合は、床面積 4.5 平方メートルにつき 2 人とする。
 - (2) 和式の構造設備による客室にあつては、床面積 3.3 平方メートルにつき 1 人とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、簡易宿所営業において客室の延床面積が33平方メートル未満の場合は、床面積 3.3 平方メートルにつき 1 人とする。

第13条第 1 項第 9 号ウ中「客用便所は、」を「便所を設ける場合は、専ら客が利用するものとし、当該便所には」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「第 9 号まで」を「第 8 号まで並びに第 9 号ア及びイ」に、「次のとおり」を「次の各号

に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 客室の延床面積が33平方メートル以上の場合 次に掲げる基準

ア 1客室の床面積は、7平方メートル以上であること。

イ 階層式寝台を設ける場合は、2層までとし、寝台の幅は0.9メートル以上、長さは1.8メートル以上であること。

ウ 共用の便所を設ける場合は、専ら客が利用するものとし、当該便所には男女別にそれぞれ規則で定める数の便器を設けること。

(2) 客室の延床面積が33平方メートル未満の場合 次に掲げる基準

ア 1客室の床面積は、3.3平方メートル以上であること。

イ 前号イに掲げる基準に適合すること。

ウ 共用の便所を設ける場合は、規則で定める数の便器を設けること。

第14条中「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(生活衛生課)

富山県条例第62号

富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例

富山県薬事研究所条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「3,200円」を「4,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(くすり政策課)

富山県条例第63号

富山県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

富山県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和44年富山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項中「年 5 パーセント」を「土地改良法施行令（昭和24年政令第 295 号）第53条第 2 項に規定する農林水産大臣の定める率」に改める。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第 3 号中「（昭和24年政令第 295 号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第85条第 1 項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成27年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

（農村整備課）

富山県条例第64号

富山県犯罪被害者等支援条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 支援施策等（第10条—第21条）

第 3 章 協議会の設置等（第22条—第24条）

附則

犯罪のない誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民すべての願いであり、本県では、県民総参加で安全なまちづくりに取り組んできている。

しかしながら、依然として、多くの方々が思いもよらず、犯罪等の被害者及びそ

の家族又は遺族となり、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、心身の不調や経済的な問題、さらには、周囲の無理解や心ない言動等の二次的な被害にも苦しめられている。

また、犯罪被害者等の属性や被害の態様によっては、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が行き届いていない犯罪被害者等も存在している。

このような状況にある犯罪被害者等が、平穏な日常生活を取り戻すためには、関係機関の連携の下、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、県民や事業者等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要である。

ここに、犯罪被害者等支援について施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、関係機関の連携の下、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、もって県民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援

助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) すべて犯罪被害者等は、個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されること。
- (2) 犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- (3) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されること。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、市町村その他関係機関及び民間支援団体（以下「関係機関等」という。）との連絡調整を緊密に行うものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第 7 条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を実施するとともに、県が行う犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第 8 条 県及び関係機関等は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援に関する指針)

第 9 条 知事は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針（以下この条において「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の規定は、指針の変更について準用する。

第 2 章 支援施策等

(相談及び情報の提供等)

第 10 条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 11 条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第 12 条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第 13 条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずる

ものとする。

(居住の安定等)

第14条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等に対する一時的な利用のための住居の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第15条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第16条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、家事又は育児に係る援助、病院への付添いその他の日常生活上の支援に関する必要な施策を講ずるものとする。

(捜査の過程における配慮等)

第17条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員の新置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、社会全体として犯罪被害者等支援が推進されるよう、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の関心及び理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(市町村に対する協力)

第20条 県は、市町村の犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(民間支援団体に対する援助)

第21条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第22条 県は、犯罪被害者等支援施策の効果的かつ円滑な実施を図るため、県及び関係機関等により構成される協議会を組織する。

2 前項の協議会は、県及び関係機関等が相互の連絡を図ることにより、犯罪被害者等支援に関する課題について情報を共有し、県及び関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、犯罪被害者等支援施策について協議を行うものとする。

(財政上の措置)

第23条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(議・調査課)

富山県条例第65号

富山県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

富山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

(会派及び議員の責務)

第1条の2 富山県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的

に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより県民に対する説明責任を果たさなければならない。

- 2 会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、その使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。

(議長の責務)

第 1 条の 3 富山県議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

第 2 条第 1 項中「富山県議会の」及び「（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）」を削る。

第 5 条第 1 項中「富山県議会の」及び「（以下「議長」という。）」を削る。

第 9 条第 3 項中「係る」の次に「会計帳簿、」を加え、同条の次に次の 2 条を加える。

(議長の調査)

第 9 条の 2 議長は、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、政務活動費の適正な使用を確保するため、必要に応じてその内容の調査を行うものとする。

(議長の是正勧告及び命令)

第 9 条の 3 議長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、会派に対し、収支報告書の内容の是正を勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた会派が、正当な理由なく当該勧告に応じない場合には、議長は当該会派に対し、相当な期間を定めて収支報告書の内容の是正を命ずることができる。

- 3 議長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令を行おうとする会派に対し、十分な弁明の機会を与えるものとする。

- 4 議長は、第 2 項の規定による命令をしようとするときは、必要に応じて、第 12 条第 1 項に規定する富山県議会政務活動費調査等協議会の意見を聴くものとする。

- 5 議長は、第 2 項の規定による命令を行ったときは、速やかに当該命令の内容を公表するものとする。

第 12 条を次のように改める。

(富山県議会政務活動費調査等協議会)

第 12 条 政務活動費制度の適正な運用を期するため、富山県議会政務活動費調査等

協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、議長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 第9条の3第4項による収支報告書の是正命令に係る意見に関すること。
- (2) 収支報告書の内容の調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、政務活動費制度の適正な運用に関すること。

3 協議会は委員3人以内で構成し、委員は学識経験を有する者のうちから議長が委嘱する。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第13条中「に定めるもののほか、政務活動費の交付に」を「の施行に」に改める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行し、この条例による改正後の富山県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成28年4月1日以降に交付する政務活動費から適用する。

(議・調査課)